

## (8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

丙 東伯郡三朝町 個人

丁 東伯郡湯梨浜町 個人

代理人

米子市 企業

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金732,042円を甲に、186,045円を乙に、241,857円を丙に、480,977円を丁に、それぞれ支払うものとする。

ること。

### 3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年4月22日

(2) 事故発生場所

東伯郡三朝町大字大瀬地内

(3) 事故の状況

主要地方道鳥取鹿野倉吉線に設置している自転車駐車場の屋根が、強風により吹き飛び、当該県道に面した駐車場にそれぞれ駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車1台、小型乗用自動車1台及び軽乗用自動車1台並びに和解の相手方の被代理人所有の小型乗用自動車1台に当たり、それぞれの車両が破損したものである。